

令和3年度版

八幡平市環境基本計画 年次報告書

令和2年度実施状況



八幡平市

目 次

1	基本的事項	
(1)	計画策定の趣旨	1
(2)	計画の目的・位置づけ	1
(3)	計画の期間	2
2	望ましい環境像と基本目標	
(1)	望ましい環境像	2
(2)	基本目標	3
3	施策の展開と役割	
(1)	施策の対象とする環境の範囲	4
4	計画の進捗状況	
(1)	第2次八幡平市総合計画 基本構想・前期基本計画 進捗状況	5
(2)	環境基本計画後期行動計画 達成度評価	5
(3)	取組み及び達成状況一覧	5
5	施策の取組み状況	
➤	基本目標1 自然共生型まちづくり（豊かな自然環境と名水があるまち）	
(1)	生物環境	8
(2)	水辺環境	13
➤	基本目標2 安全・安心な循環型まちづくり（おいしい空気と清流が身近にあるまち）	
(1)	大気・騒音・振動	14
(2)	水質	16
(3)	土壌	18
(4)	廃棄物	19
➤	基本目標3 快適で活力のあるまちづくり（美しい景観と歴史・文化に育まれた活気のあるまち）	
(1)	公園・緑地	21
(2)	景観	22
(3)	歴史的・文化的環境	24
➤	基本目標4 低炭素型まちづくり（自然エネルギー利用と二酸化炭素吸収に優れた環境都市）	
(1)	省エネルギー	25
(2)	森林保全	27
(3)	自然エネルギー	28
➤	基本目標5 協働・参加型まちづくり（環境保全活動が活発なまち）	
(1)	環境保全活動・環境教育	30

1 基本的事項

(1) 計画策定の趣旨

本市は、平成 17 年 9 月 1 日に西根町、松尾村、安代町が合併したことにより誕生し、市の将来像「^{みのり}農と^{ひかり}輝の大地」の創出に向けたまちづくりが行われています。

平成 22 年には「八幡平市環境基本条例」が制定され、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「八幡平市環境基本計画」（以下、「環境基本計画」という。）を策定するものです。

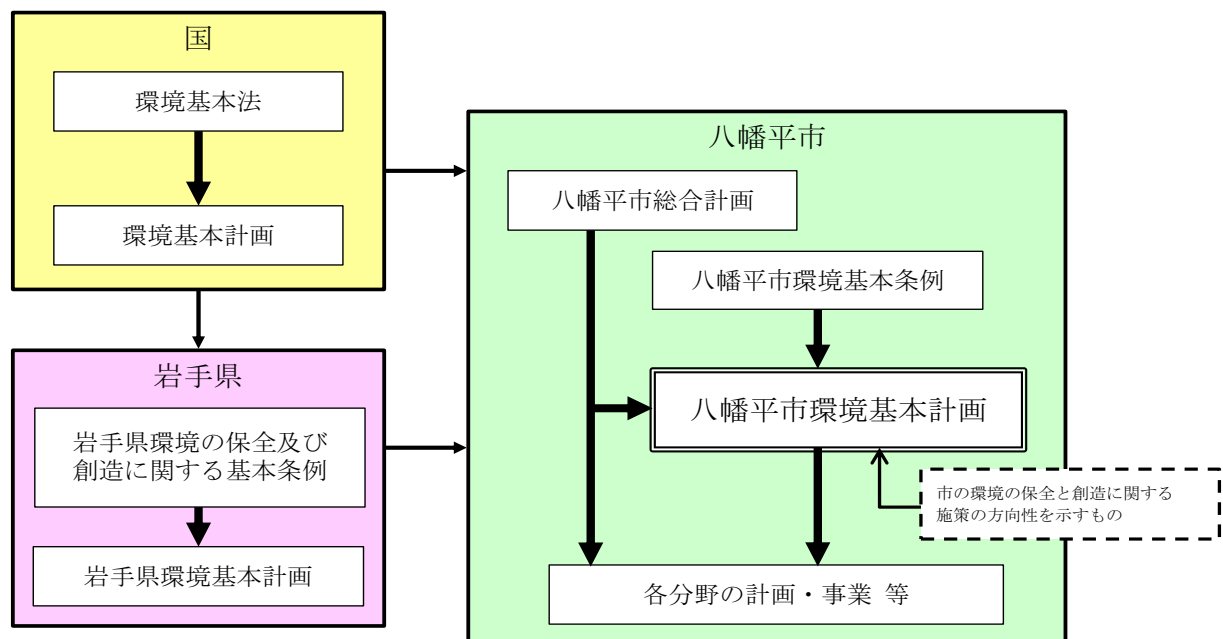
環境基本計画は、市の環境施策の指針となるものであり、「八幡平市環境基本条例」で定める基本理念の具現化に向け、市民・事業者・民間団体・行政の協働のもとに、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

八幡平市環境基本条例（抜粋）	
（基本理念）	
第 3 条	環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
2	環境の保全及び創造は、多様な自然環境が有するそれぞれの特性に配慮し、人と自然が共生できることを目的として適切に行われなければならない。
3	環境の保全及び創造は、環境資源の有限性を認識し、環境への負荷の少ない健全な経済が持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者がそれぞれの責務を自覚し、適切な役割分担の下に積極的かつ継続的に行われなければならない。
4	地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることをすべての者が認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的かつ継続的に行われなければならない。

(2) 計画の目的・位置づけ

八幡平市環境基本計画後期行動計画は、環境基本計画に基づき、市の取り組みについて示した計画です。

八幡平市環境基本計画後期行動計画に示された取組みや事業が市民・事業者・市が協力・連携して実行されることにより、基本計画の推進につながるものです。



(3) 計画の期間

環境基本計画の期間は、平成 24 年度から令和 3 年度までの 10 年間とします。

環境基本計画行動計画の計画期間は平成 24 年度から平成 27 年度までの 4 年間を前期とし、平成 28 年度から令和 3 年度までの 6 年間を後期としています。

年度	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3
	八幡平市環境基本計画									
	八幡平市環境基本計画 前期行動計画				八幡平市環境基本計画 後期行動計画					
	八幡平市総合計画 後期基本計画				第 2 次八幡平市総合計画					

2 望ましい環境像と基本目標

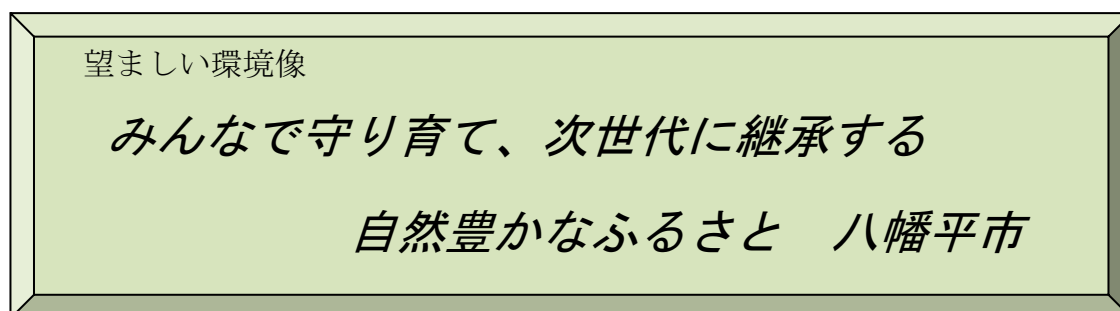
(1) 望ましい環境像

本市は、雄大な山々に抱かれ、十和田八幡平国立公園があり、清い水が豊富で、北上川や馬淵川の支流、米代川の源流を有する国内屈指の豊かな自然に恵まれたまちです。

これらの貴重な財産は、先人たちが知恵と努力を重ね、現在まで継承してきたものです。

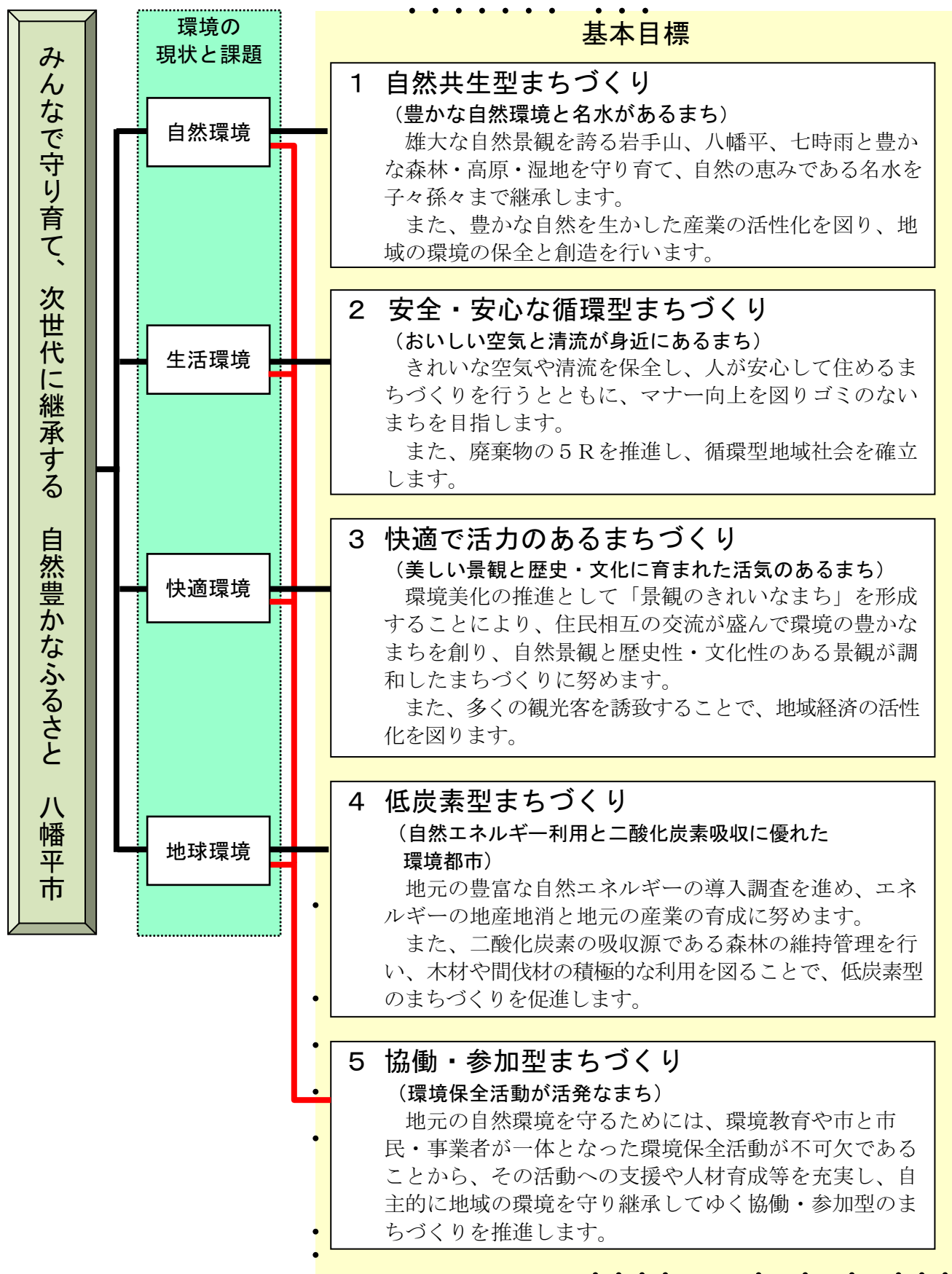
1960 年代以降、経済成長に伴う公害が問題になりましたが、近年は私たちの生活様式の変化による環境問題が大きくなっています。

私たちは、豊かな環境を子供たちに継承するため、みんなが連携・協力し、健康で快適な生活を営み、本市の将来像「^{みのり}農と^{ひかり}輝の大地」を創出し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築することを目指します。



(2) 基本目標

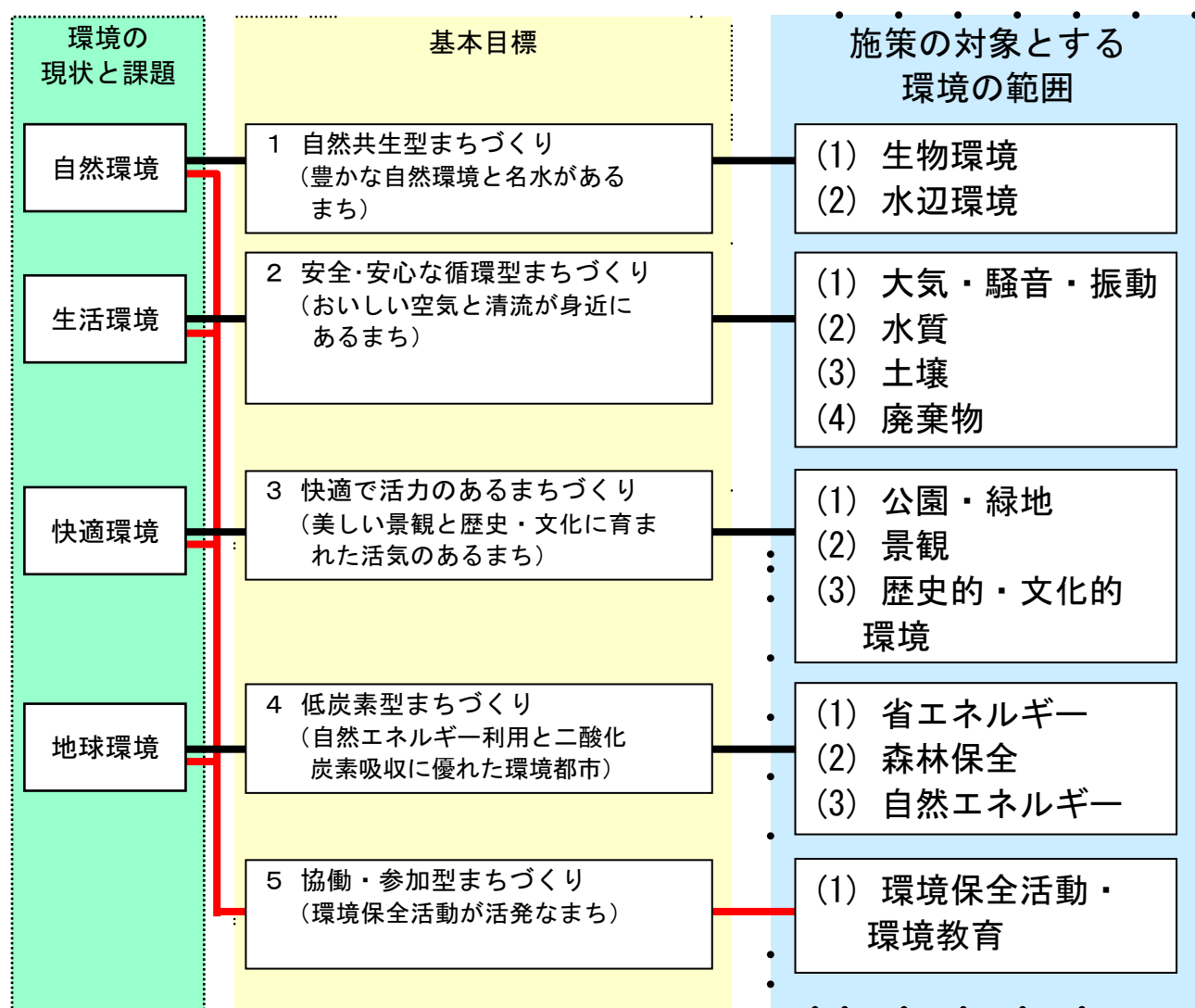
望ましい環境像を実現するために、以下に示す5つの基本目標を掲げて、環境基本計画を推進します。



3 施策の展開と役割

(1) 施策の対象とする環境の範囲

対象とする環境の範囲は、基本目標に基づき、次の体系のとおり施策を展開します。



4 計画の進捗状況

(1) 第2次八幡平市総合計画 基本構想・前期基本計画 進捗状況

第2編 施策別計画			
第4章 自然をはぐくみ、景観にすぐれたまちづくり			
第1 自然環境、生活環境の保全			
成果指標項目	基準値 (H26)	R2目標値	R2実績
ごみの総排出量	10,488 t	9,439 t	9,972 t
資源ごみ集団回収量	154 t	170 t	103 t
不法投棄パトロール回数	58 回	60 回以上	38 回
水質調査環境基準適合率	90%	90%以上	96.8%
第2 自然エネルギーの有効活用			
成果指標項目	基準値 (H26)	R2目標値	R2実績
再生可能エネルギー発電施設発電量	41,270 k w	48,368 k w	48,856 k w
地熱温水活用インフラ利用事業件数	718 施設	722 施設	707 施設

(2) 環境基本計画後期行動計画 達成度評価

後期行動計画目標値に対する達成度評価	H30	R元	R2
【A】目標に到達する	11 件	10 件	11 件
【B】目標に到達するために、取組の強化が必要	12 件	13 件	11 件
【C】計画の再検討や新たな取組が必要	3 件	3 件	4 件
【－】数値を基準とした評価が困難な項目	22 件	22 件	22 件

(3) 取組み及び達成状況一覧

取組み			達成状況	担当課	頁
基本目標－1 自然共生型まちづくり（豊かな自然環境と名水があるまち）					
(1) 生物環境	1-1-1	外来種駆除活動の実施（参加者 154 人）	C	商工観光課	8
	1-1-2	水生生物調査の実施（3 団体）	B	市民課	8
	1-1-3	野生動植物生息情報の収集と野生動植物保護条例の検討、特定外来種等の情報提供（オオハンゴンソウ）	－	市民課	9
	1-1-4	ペットの飼い主への適正飼育の啓発・指導（18 件）	－	市民課	9
	1-1-5	開発行為の指導（2 件）	－	建設課	10
	1-1-6	市内全域農地の耕作放棄地調査の実施（遊休農地割合 4.16%）	－	農業委員会	10
	1-1-7	耕作放棄地の再生利用を行う農家の支援（0 ha）	C	農林課	11
	1-1-8	有害鳥獣駆除の実施及び鳥獣被害対策実施隊の確保（被害件数 24 件、駆除実施件数 11 件）	A	農林課	11
	1-1-9	1. 認定農業者の育成 2. 新規就農者の育成 3. 岩手県農業農村指導士、青年農業者の確保 4. 集落営農組織の設立支援、法人化支援、経営支援（認定農業者数 513 経営体）	A	農林課	12

(2) 水辺環境	1-2-1	水道施設維持管理業務により、水道水の原水及び浄水の水質管理の実施（基準適合）	A	上下水道課	13
	1-2-2	環境保全型ブロックの採用による生物の生息・生育環境の確保（0件）	—	建設課	13
	1-2-3	河川清掃の実施（ごみの回収量 2,250kg）	A	安代総合支所	13
基本目標－2 安全・安心な循環型まちづくり（おいしい空気と清流が身近にあるまち）					
(1) 大気・騒音・振動	2-1-1	環境保全協定による公害の未然防止（1件）	—	市民課	14
	2-1-2	堆肥の適正管理の指導及び悪臭防止に対する意識高揚（苦情件数7回）	—	農林課	14
	2-1-3	ごみの野外焼却の禁止啓発の実施（指導件数3件）	—	市民課	15
	2-1-4	エコドライブ、アイドリングストップの実施	—	公用車管理部署	15
	2-1-5	歩道や緩衝緑地の確保（歩道整備延長 1,982.8m）	B	建設課	15
	2-1-6	道路騒音測定の実施（環境基準値内）	A	市民課	16
(2) 水質	2-2-1	環境負荷低減のための生活排水処理の実施（公共下水道接続件数 6,150 件）	B	上下水道課	16
	2-2-2	環境負荷低減のための住宅水洗化リフォーム支援（29 件）	B	建設課	17
	2-2-3	水質調査の実施（環境基準適合率 96.8%）	A	市民課	17
(3) 土壌	2-3-1	農業用廃プラスチックの回収（50,743kg）	—	農林課	18
	2-3-2	有機農業等の支援（環境保全型農業直接支払交付金交付事業2組織）	—	農林課	18
(4) 廃棄物	2-4-1	ごみの分別、減量化・資源化の推進（一般廃棄物の処理 9,972 t、資源ごみ集団回収実施 103 t）	B	市民課	19
	2-4-2	不法投棄パトロールの実施及び啓発活動の実施（パトロール 38 回）	B	市民課	20
	2-4-3	クリーン作戦等清掃活動の実施（全地域実施）	A	市民課	20
基本目標－3 快適で活力のあるまちづくり（美しい景観と歴史・文化に育まれた活気のあるまち）					
(1) 公園・緑地	3-1-1	公園の管理（遊具等点検 43 か所）	—	公園管理部署	21
	3-1-2	環境整備の実施（盛岡北部工業団地外工場適地の環境整備 1 か所）	—	商工観光課	22
	3-1-3	地域の環境整備活動と緑化活動事業の支援（12 地域振興協議会への交付金交付）	—	まちづくり推進課	22
(2) 景観	3-2-1	景観に配慮した建築物等の誘導（条例等に基づく届出－県条例 37 件、市条例 10 件）	—	建設課	22
	3-2-2	沿道刈払いの実施（6 路線）	—	建設課	23
	3-2-3	景観と見易さに配慮した看板の設置（看板の修繕 0 基）	B	商工観光課	23
(3) 歴史的・文化的環境	3-3-1	地元の歴史的・文化的遺産の保全（市指定有形文化財補助 26 件、無形文化財補助 13 件）	—	文化スポーツ課	24
	3-3-2	伝統行事の継承活動等の支援（12 地域振興協議会）	—	文化スポーツ課	24
	3-3-3	滞在型観光の推進（松尾鉱山資料館入館者 4,516 人）	B	商工観光課	25

基本目標－４ 低炭素型まちづくり（自然エネルギー利用と二酸化炭素吸収に優れた環境都市）					
(1) 省エネルギー	4-1-1	節約の徹底及び省エネルギーのための地中熱活用の広報・広告活動(地中熱活用のフローを本庁舎ロビーで表示)	A	施設管理部署	26
	4-1-2	排出ガス規制適合車両の導入（１台）	A	建設課	27
	4-1-3	市営住宅の省エネルギー化（市営住宅建替整備０戸）	C	建設課	27
(2) 森林保全	4-2-1	保育施業及び林業生産活動の支援 (森林環境保全直接支援事業補助３件)	－	農林課	28
	4-2-2	市産材の利用支援 (木造住宅建築支援事業の実施 38 件助成)	A	建設課	28
	4-2-3	搬出間伐材利用の支援（搬出間伐材事業の実施 1 件）	B	農林課	29
	4-2-4	植栽及び再造林の支援（再造林事業の実施 67ha）	A	農林課	29
(3) 自然エネルギー	4-3-1	再生可能エネルギー発電の事業化（９件）	A	市民課	29
	4-3-2	木質資源利用ボイラーの活用（重油削減量 138kℓ）	C	商工観光課	30
	4-3-3	木質バイオマス利用の支援 (ストーブ購入に対する補助 9 件)	－	農林課	30
	4-3-4	公共施設への自然エネルギー利用設備の導入	取組終了	企画財政課	－
基本目標－５ 協働・参加型まちづくり（環境保全活動が活発なまち）					
(1) 環境保全活動・環境教育	5-1-1	環境学習の推進（延べ 116 回）	－	教育総務課	31
	5-1-2	児童図画の取り組み (児童図画コンクールへの取り組み 1 校)	B	市民課	31
	5-1-3	イベント、講習会の開催、環境に関する情報発信 (イベント、講習会 0 回開催)	B	市民課	31

5 施策の取組み状況

➤基本目標 1 自然共生型まちづくり（豊かな自然環境と名水があるまち）

（1）生物環境

施策の方向

- ・生態系の保全と生物多様性の維持を推進します。
- ・農林業の担い手確保等に努め、里地・里山の保全を図ります。

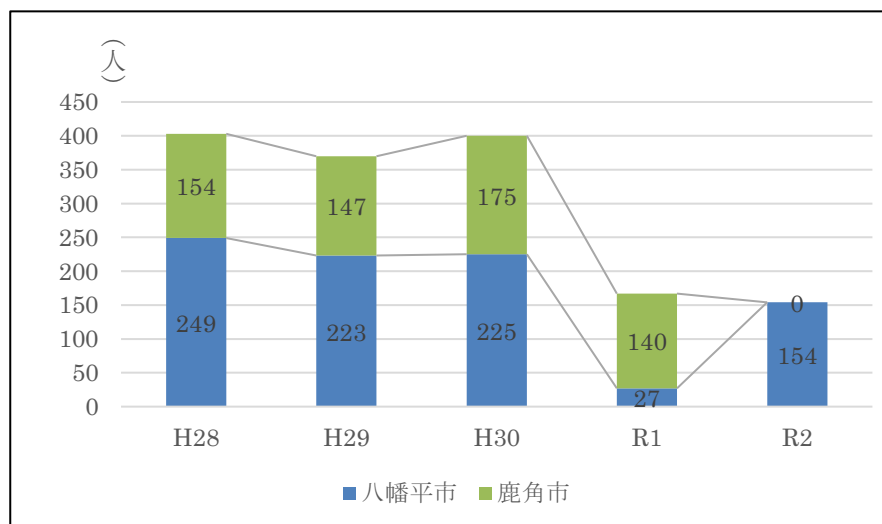
1-1-1 外来種駆除活動の実施 【商工観光課】

取組（計画）	指標	区分	基準値（H26）	R 1	R 2	実績平均
外来駆除活動の実施（年1回） 最終年度目標：400人以上	参加者数	目標		400人以上	400人以上	
		実績	中止	167人	154人	298人
		達成度評価		C	C	

- ・実施日 7月5日 参加人数内訳 八幡平市 154人、鹿角市0人

新型コロナウイルス感染症の影響により、松尾中学校（八幡平市）と八幡平中学校（鹿角市）の学校間の交流は行わず、関係機関及び八幡平市関係者のみで実施した。

中学生は事前学習を行って参加していることから、外来種駆除及び在来種の自然植生の保護に貢献しているものの、少人数であり、活動時間が短時間に限られるため、駆除できる量が少ないのが課題となっている。



1-1-2 水生生物調査の実施 【市民課】

取組（計画）	指標	区分	基準値（H26）	R 1	R 2	実績平均
水生生物調査実施の啓発 最終年度目標：5団体	実施団体数	目標		5団体	5団体	
		実績	2団体	4団体	3団体	2.6団体
		達成度評価		B	B	40.2人

- ・調査実施団体：田頭小（14人）、田山小（12人）、安代地域多面的機能保全組織（24人）
- ・調査河川：市内河川

新型コロナウイルス感染症の影響により、取組を自粛する団体があり、申請及び実施は昨年度を下回る3件となった。

岩手県環境アドバイザー指導のもと、水生生物調査を実施し、動植物の保護、自然環境の保全の大切さを学んだ。また、水生生物の種類の調査から、調査河川の水質階級がどのようになっているのかについて確認できた。

実施した団体には好評な事業であるが、実施団体が固定化しており、新規実施団体を増やすためには本調査活動を広く周知する必要がある。



1-1-3 野生動植物生息情報の収集と野生動植物保護条例の検討

特定外来種等の情報提供 【市民課】

取組（計画）
野生動植物生育情報の収集と特定外来種等の情報提供

特定外来生物に指定されている動植物が県内においても確認されているため、市民にホームページで周知を図った。市内でも「オオハンゴンソウ」の分布が確認されている。

外来種が生態系に及ぼす影響について、市民の意識啓発に向けた検討を行うとともに、「オオハンゴンソウ」の駆除について継続して呼びかけていく。



オオハンゴンソウ：北アメリカ原産、キク科の多年生草本で、高さは0.5から3メートル程度にまでなる。中部地方以北の寒冷な土地に分布し、路傍、荒地、畑地、湿原、河川敷などに生育。開花期は7から10月で横に走る地下茎がある。

1-1-4 ペットの飼い主への適正飼育の啓発・指導 【市民課】

取組（計画）	指標	区分	基準値（H26）	R 1	R 2	実績平均
ペットの適正飼育の指導	苦情件数	目標		0件	0件	
		実績	6件	20件	18件	15.8件
		達成度評価		—	—	

◆内訳

内 容	基準値（H26）	R 1	R 2	H28～累計
咬傷（こうしょう）事件	0 件	0 件	0 件	2 件
放し飼い（リード不使用含む）	6 件	0 件	0 件	3 件
犬（猫）の飼い方	0 件	3 件	5 件	17 件
迷い犬	0 件	17 件	12 件	42 件
無駄吠え	0 件	0 件	0 件	1 件
野良猫・捨て猫	0 件	0 件	1 件	14 件
合 計	6 件	20 件	18 件	79 件

令和 2 年度においても咬傷事件は発生しなかった。

前年度に比べて迷い犬の件数は減少したが、飼い方、特に猫の多頭飼育に関する苦情件数が増加した。全ての件に対し指導を行ったが、マナー啓発チラシの配布、ペットの糞の適正処理啓発看板の配布・設置を継続し、悪質な案件については、保健所及び警察とも連携を図りながら対応していく。

1-1-5 開発行為の指導 【建設課】

取組（計画）	基準値（H26）	R 1	R 2	H28～累計
開発行為の指導	0 件	1 件	0 件	8 件
開発行為の許可 1 件	1 件	1 件	0 件	2 件
開発行為の変更許可	0 件	0 件	1 件	4 件
予定建築物以外の建築許可	0 件	1 件	0 件	3 件
地位の継承の承認	0 件	0 件	1 件	2 件
開発要綱に基づく協議 1 件	1 件	2 件	0 件	2 件
合 計	2 件	5 件	2 件	21 件

開発行為に関する許可権者は県であるが、事前に工事内容や提出物等について指導することによって、手続きに要する時間の短縮ができています。また、無秩序な開発行為の防止につながっている。

宅地開発要綱による開発行為は、申請者と協定を結ぶことによりある程度の指導はできているが、強制力がないため、開発に関し申請者の判断に委ねられている部分があることが課題である。

1-1-6 市内全域農地の耕作放棄地調査の実施 【農業委員会】

取組（計画）	指標	基準値（H26）	R 1	R 2	H28～推移
年 1 回の耕作放棄地調査を実施	市内農地面積	9,341.0 ha	9,220.0 ha	9,220.0 ha	△121.0 ha
	遊休農地面積	314.2 ha	334.4 ha	383.7 ha	69.5 ha
	解 消 面 積	9.64ha	29.8 ha	12.0 ha	349.35ha
	遊休農地割合	3.36%	3.63%	4.16%	0.8%

農業委員、農地利用最適化推進委員、中間管理機構が中心となり、担い手への集積・集約をすすめた結果、12.0ha の遊休農地が解消された。

一方、耕作条件の悪い農地は、集積・集約が進まず、耕作放棄の解消が難航し、山林化していく農地も増え、遊休農地の割合が 4.16%と悪化した。

山林化している農地について、さまざまな規定や現地調査を行い、非農地化をすすめている。

1-1-7 耕作放棄地の再生利用を行う農家の支援 【農林課】

取組（計画）	指標	区分	基準値（H26）	R 1	R 2	H28～累計
耕作放棄地再生利用緊急対策事業の活用（市農業再生協議会）最終年度目標：1ha	事業活用による解消面積	目標		1ha	1ha	3件
		実績	0.35ha	0ha	0ha	3.31ha
		達成度評価		C	C	

平成30年度末で交付金事業が終了したため、令和2年度の実績は0haとなったが、事業以外で農業委員会の農地パトロールや指導を行っており、耕作放棄地解消につながっている。

令和2年度から「いきいき農村基盤整備事業」が創設されたことから、新事業の積極的な活用を促すための周知を行った。

1-1-8 有害鳥獣駆除の実施及び鳥獣被害対策実施隊の確保 【農林課】

取組（計画）	指標	区分	基準値（H26）	R 1	R 2	実績平均
有害鳥獣駆除の実施 最終年度目標：被害件数の減少	被害件数の減少	目標		被害件数の減少	被害件数の減少	
		実績	38件	30件	24件	25.6件
		達成度評価		A	A	

◆内訳

被害作物等	基準値（H26）	R 1	R 2	H28～累計
農作物（とうもろこし等）	25件	16件	18件	76件
水稻	2件	0件	1件	1件
果樹	4件	4件	1件	25件
家畜飼料	7件	0件	0件	5件
施設	0件	10件	4件	21件
合 計	38件	30件	24件	128件

◆鳥獣被害対策実施隊員数

隊員数	基準値（H26）	R 1	R 2	H28～推移
鳥獣被害対策実施隊員数（猟友会員数）	48人	49人	45人	加入1、脱退4

◆有害駆除実施件数

有害鳥獣	基準値（H26）	R 1	R 2	H28～累計
ツキノワグマ	9件	8件	10件	35件
カラス 外	2件	2件	1件	8件
ニホンジカ	1件	0件	0件	1件

有害鳥獣駆除を積極的に行っているが、ニホンジカやイノシシの目撃件数が増えてきており、被害が多様化してきているため、駆除の実施に苦慮するケースが増えてきている。

鳥獣被害対策実施隊員の確保については、猟友会員を実施隊としているため、隊の機能を損なわないレベルで隊員の確保は出来ている状況にあるが、前年度に比べ4人減少した。隊員のほとんどが60歳代、70歳代となっており、40歳代、50歳代がいない状態である。

今後も有害鳥獣駆除を安定して実施していくためには、更なる隊員の確保が必要不可欠で、どのように隊員を確保していくかが課題である。

1-1-9 1. 認定農業者の育成 2. 新規就農者の育成

3. 岩手県農業農村指導士、青年農業士の確保

4. 集落営農組織の設立支援、法人化支援、経営支援 【農林課】

取組（計画）	指標	区分	基準値（H26）	R 1	R 2	最終年度目標
担い手の確保、営農組合の支援	農業農村指導士数	目標		15 人	15 人	15 人
		実績	17 人	15 人	15 人	
	青年農業士数	目標		7 人	7 人	8 人
		実績	3 人	6 人	6 人	
	認定農業者数	目標		500 経営体	500 経営体	500 経営体
		実績	443 経営体	500 経営体	513 経営体	
	新規就農者数	目標		1 人	1 人	3 人
		実績	11 人	1 人	1 人	
	集落営農組織の設立支援、経営支援件数	目標		19 組織	19 組織	19 組織
		実績	16 組織	15 組織	13 組織	
		達成度評価		A	A	

認定農業者については、農業者の掘り起しなどにより増加している。

新規就農者については、県や民間で開催している「就農フェア」に出展し、八幡平市での就農の魅力を発信しており、令和2年度に1人実績があった。

農業農村指導士及び青年農業士については、市農業農村指導士会と連携を取りながら、確保に努めている。

集落営農組織の支援については、組織活動助成金を交付し組織の健全経営をサポートしながら、法人化等への支援を行っている。

認定農業者については、高齢化や規模縮小などによる認定取り消し・辞退が増えていくことが予想される。また、複数の認定農業者による集落営農法人などの設立による減少もあるため、今後も引き続き更新手続き・掘り起しを進めていく。

新規就農者については、いわゆる親元就農に対する交付金制度の要件が厳しくなり、ゼロからの就農が基本となっていることから、研修場所や住居、農地を含めた総合的な支援が必要となっている。

(2) 水辺環境

施策の方向

- ・名水や清流を継承するため、水辺環境の保全と水資源の保護を図ります。

1-2-1 水道施設維持管理業務により、水道水の原水及び浄水の水質管理の実施 【上下水道課】

取組（計画）	指標	区分	基準値（H26）	R 1	R 2	最終年度目標
上水道及び簡易水道のそれぞれ系統毎の施設において、水源調査または水質管理を行う。	全系統水源調査結果	目標		良好	良好	良好
		実績	良好	良好	良好	
	全系統残留塩素濃度基準値	目標		適合	適合	適合
		実績	適合	適合	適合	
		達成度評価		A	A	

水道施設維持管理業者による、水源調査を年2回、水道水の原水及び浄水の水質管理を定期的に行っている。また、残留塩素濃度検査を年365日実施した。

水源の大きな損傷等もなく安全な水源が保たれており、今後も随時、巡回を行い水源監視の強化に努める。

1-2-2 環境保全型ブロックの採用による生物の生息・生育環境の確保 【建設課】

取組（計画）	指標	基準値（H26）	R 1	R 2	H28～累計
災害復旧工事に 応じて施行する	災害復旧工事件数	27 件	1 件	0 件	7 件
	環境保全型ブロック設置	27 件	1 件	0 件	6 件
	備考（工事内容）	河川災害復旧工事	市道杉沢支線道路災害復旧工事（L=17m）		河川工事 6 件 L=148.5m

※環境保全型ブロック：植物や生息していた魚類や昆虫等が河川改修、河川災害復旧工事後も自然の回復力によって生態系が形成される様に配慮、工夫された構造を持つブロック。

令和2年度に河川災害復旧工事は実施していない。

今後、河川災害復旧及び河川改修等で施工する際は、生物の生息・生育環境に配慮した製品を選定し施工するよう計画していきたい。



1-2-3 河川清掃の実施 【安代総合支所】

取組（計画）	指標	区分	基準値（H26）	R 1	R 2	実績平均
安比川と米代川水系の河川清掃を毎年5月第4日曜日に実施する 最終年度目標：前年度回収量より減	ごみの回収量	目標		前年度回収量より減を目指す	前年度回収量より減を目指す	
		実績	3,270kg	650kg	2,250kg	1,206kg
		（うち可燃物）	（2,390kg）	（450kg）	（1,550kg）	（876kg）
		（うち不燃物）	（880kg）	（200kg）	（700kg）	（330kg）
		達成度評価		A	A	

河川の漂着ごみの回収により、河川環境の美化、地域住民の環境美化意識の向上につながっている。

令和2年度においても、5月下旬では河川の状況（草の繁茂等）により活動が難しいと判断した地区は、4月下旬に道路清掃と併せて実施した。地域によっては、動員者の高齢化、人数減少で実施できないところもあるが、地域住民の協力を得られる限り、継続していくことが望ましい。

➤基本目標 2 安全・安心な循環型まちづくり

(おいしい空気と清流が身近にあるまち)

(1) 大気・騒音・振動

施策の方向

- ・大気汚染物質の排出抑制や悪臭対策等に取り組みます。
- ・騒音や振動の発生に配慮し、静かな生活空間の創出を図ります。

2-1-1 環境保全協定による公害の未然防止 【市民課】

取組（計画）	区分	基準値（H26）	R 1	R 2	H28～累計
必要に応じて協定を締結する 法令及び協定遵守の指導と啓発	実績		新規締結 2 件	新規締結 1 件	新規締結 9 件

令和 2 年度においては、製造業に分類される事業所と環境保全協定を 1 件新規締結した。

企業の公害防止意識を高める有効な手段であることから、今後も適切な対応に努める。また、既に締結している協定内容の見直しも行っていく。

協定締結事業者の優れた環境保全活動について積極的に広報等を行い、環境保全活動の更なる推進を図る。

◆協定締結数内訳

R 2 年度末時点		業種分類									
協定締結 事業所数	協定締結 合計件数	農業	鉱業	建設業	製造業	電気	運輸業	不動産業	宿泊業	医療・ 福祉	その他 サービス 業
51	54	10	4	2	26	3	1	2	3	1	2

2-1-2 堆肥の適正処理の指導及び悪臭防止に対する意識高揚 【農林課】

取組（計画）	指標	区分	基準値（H26）	R 1	R 2	H28～累計
巡回件数 年 2 件 啓発回数 年 2 回 最終年度目標：苦情 3 件	堆肥の管理に関する苦情件数	目標		3 件	3 件	
		実績	5 件	2 件	7 件	21 件
		達成度評価		—	—	

- ・苦情内容 堆肥の野積み、尿・堆肥散布の悪臭

令和元年度に苦情のあった件について、引き続き指導を行い、改善された。

近年苦情のあった場所を中心に巡回し、再発防止に努めているが、農家自身の堆肥処理に対する意識向上を促す必要がある。

今後も、農協を通じて、畜産農家へ家畜糞尿の適正処理に関する啓発を定期的に行う。

2-1-3 ごみの野外焼却の禁止啓発の実施 【市民課】

取組（計画）	指標	区分	基準値（H26）	R 1	R 2	H28～累計
啓発活動の実施	指導件数	目標		0 件	0 件	
必要に応じた個別指導		実績	8 件	1 件	3 件	13 件
最終年度目標：指導 0 件		達成度評価		—	—	

◆内訳

内 容	基準値（H26）	R 1	R 2	H28～累計
草刈り等による草木	0 件	1 件	3 件	6 件
家庭ごみ等	8 件	0 件	0 件	6 件
事業系	0 件	0 件	0 件	2 件
その他	0 件	0 件	0 件	0 件
合 計	8 件	1 件	3 件	14 件

草刈り等により発生した草木を燃やした野焼きの苦情が 3 件（全て同一案件）寄せられた。農家による農作業上必要な野焼きについて、地区の中では理解されているが、新しく地区に引っ越してきた非農家の住民には理解されない場合があった。

家庭ごみ等の違法な野焼きはダイオキシン類などの有害物質を発生させるなど、人の健康への影響が心配されるだけでなく、大気汚染の原因のひとつになることを周知し、継続的な啓発活動に努める。

2-1-4 エコドライブ、アイドリングストップの実施 【公用車管理部署】

取組（計画）	実 績
職員へのエコドライブ掲示（随時） 公用車詰所にポスター掲示	職員へのエコドライブ啓発 ・庁内掲示 ・公用車車内にエコドライブの手法を掲示（発進時 1,500 回転キープ）

庁内及び公用車内への掲示によりエコドライブの啓発を行った。

また、公用車運転手詰所にポスターを掲示し、公用車使用の職員に広報した。今後も、庁内掲示やポスター掲示等によりエコドライブの啓発を行っていく。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症対策により各種研修会・出張等が中止となり、公用車（バス）の使用（運行）頻度が低い状況が続き、その結果、走行距離・燃料消費量が共に前年度に比べて減少した。

2-1-5 歩道や緩衝緑地の確保 【建設課】

取組（計画）	指標	区分	基準値（H26）	R 1	R 2	最終年度目標
歩道整備の実施	歩道整備延長	目標		L=2,535m	L=2,570m	L=1,000m
		（延べ）		(L=5,485m)	(L=8,055m)	(L=9,055m)
		実績	L=1,334.8m	L=338m	L=1,982.8m	
		（延べ）		(L=2,275.9m)	(L=4,258.7m)	
		達成度評価		B	B	

令和 2 年度は、市道大更駅東線、市道大更中央線、市道新時森線の改良舗装工事により歩道 L = 1,982.8m を設置した。

補助事業の内示率の低下及び用地取得の難航などによる事業進捗の遅れが懸念される。

2-1-6 道路騒音測定の実施 【市民課】

取組（計画）	指標	区分	基準値（H26）	R 1	R 2	最終年度目標
自動車騒音測定の実施 年 1 回	環境基準値 （高速道路）	目標		基準値以内	基準値以内	基準値以内
		実績	基準値以内	基準値以内	基準値以内	
		達成度評価		A	A	

◆測定結果

測定機器（規格）	指標	区分	環境基準値	R 1	R 2
普通騒音計 RION NL-22	等価騒音 レベル（dB）	昼間	65.0	58.0	56.3
		夜間	60.0	54.0	52.3

測定場所・期間 八幡平市平笠地内、令和2年10月31日～11月5日（6日間）

騒音測定の結果、環境基準値以内であった。また、騒音に対する苦情も寄せられていない。

（2）水質

施策の方向

- ・工業排水や生活排水等の対策を継続的に取り組み、水質保全を図ります。

2-2-1 環境負荷低減のための生活排水処理の実施 【上下水道課】

取組（計画）	指標	区分	基準値（H26）	R 1	R 2	H28～推移
公共下水道事業、浄化槽事業を実施するとともに戸別訪問等により下水道への接続促進に努める。 最終年度目標：下水道接続件数 6,140 件、汚水処理整備率 86.0%	下水道接続件数	目標		5,740 件	5,940 件	
		実績	4,929 件	5,995 件	6,150 件	916 件増
	汚水処理整備率 （対行政人口比）	目標		84.0%	85.0%	
		実績	80.8%	80.0%	83.0%	3.1%増
		達成度評価		B	B	

◆内訳

指 標	区 分	R 1	R 2	H28～推移
下水道接続件数	公 共	2,078 件	2,191 件	31 件増
	農 業	2,085 件	2,100 件	30 件減
	浄化槽	1,832 件	1,859 件	915 件増
	合 計	5,995 件	6,150 件	916 件増
汚水処理整備率	公 共	7,597 人	8,229 人	26 人減
	農 業	8,287 人	8,138 人	1,017 人減
	浄化槽	4,166 人	4,110 人	58 人減
	合 計	20,050 人	20,477 人	1,101 人減
	整備率	80.0%	83.0%	3.1%増
平成27年度末行政人口（26,978 人）				
令和元年度末行政人口（25,076 人）				
令和2年度末行政人口（24,659 人）				

下水道管きょ布設、浄化槽設置工事を実施し、農業集落排水施設への接続促進を図るため、排水設備事業費補助金を交付した。

また、水洗化普及員による個別訪問や水洗化だよりを発行・配布し、接続の推進を図った。

未接続世帯が未だ多くあることから、引き続き接続の推進を行う。

2-2-2 環境負荷軽減のための住宅水洗化リフォーム支援 【建設課】

取組（計画）	指標	区分	基準値（H26）	R 1	R 2	H28～累計
住宅水洗化リフォーム 支援事業の実施 最終年度目標：50 件	リフォーム	目標		50 件	35 件	
	支援事業助	実績	—	35 件	29 件	195 件
	成件数	達成度評価		B	B	

助成件数 29 件中 25 件が、汲み取り式トイレ等から下水道等への接続に伴うリフォームであった。
今後も下水道事業の進捗に併せた水洗化の促進による環境負荷の低減を図る必要がある。

2-2-3 水質調査の実施 【市民課】

取組（計画）	指標	区分	基準値（H26）	R 1	R 2	最終年度目標
水質調査の実施 西根地区 10 か所 松尾地区 14 か所 安代地区 7 か所	BOD 値	目標		90%以上	90%以上	90%以上
	基準類型：A （2 mg/L）	実績	90.3%	96.8%	96.8%	
	環境基準適合率	達成度評価		A	A	

西根地区 10 か所、松尾地区 14 か所、安代地区 7 か所、計 31 か所における水質調査を、年 1 回実施し、水質汚濁の状況を継続的に監視している。

河川等の水質汚濁に係る環境基準項目の 1 つである生物化学的酸素要求量（BOD 値）について、A A 類型に該当が 27 か所、A 類型に該当が 3 か所、目標としている A 類型の基準値を超えるか所が 1 か所となったため、環境基準適合率は 96.8%となった。

なお、平笠地区の走川において、6.8mg/L と急激に高くなったことから、注視していく。

大腸菌群数については、引き続き多くの地点で B 類型基準を超過する結果となっている。

今後も市内主要河川の水質把握のために、調査・監視を実施していく。

〔河川（湖沼を除く。）生活環境に係る環境基準〕

項目類型	利用目的の適応性	基準値	
		生物化学的酸素要求量（BOD 値）	大腸菌群数
AA	水道 1 級、自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げるもの	1 mg/L 以下	50MPN/100mL 以下
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	2 mg/L 以下	1,000MPN/100mL 以下
B	水道 3 級、水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	3 mg/L 以下	5,000MPN/100mL 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	5 mg/L 以下	
D	工業用水 2 級、農業用水 及び E の欄に掲げるもの	8 mg/L 以下	
E	工業用水 3 級 環境保全	10mg/L 以下	

水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

(3) 土壌

施策の方向

- ・健全な土壌を守るため、土壌汚染防止を図ります。

2-3-1 農業用廃プラスチックの回収 【農林課】

取組（計画）	区分	内容	基準値（H26）	R 1	R 2	実績平均
農業用廃プラスチックの回収 回収回数 年 8 回 回収箇所数 3 か所	実績	回収回数	8 回	8 回	8 回	
		回収か所数	3 か所	3 か所	3 か所	
		回収実績数	58,757kg	53,324kg	64,292kg	53,163kg

◆内訳

実施時期	実施回数	回収実績数
6 月	西根：2 回、松尾：1 回、安代：1 回	270 戸 31,053kg
11 月	西根：2 回、松尾：1 回、安代：1 回	255 戸 33,239kg

6 月と 11 月の計 8 回の実施により、延べ 525 戸から 64,292kg の農業用廃プラスチックを回収した（内訳：リサイクル対象 50,743 kg、リサイクル対象外 13,549 kg）。

回収については、行政連絡員配布や、農協から生産者への情報提供を行うことで、回収日程及び持ち込み方法の周知を図った。

また、リサイクルできないもの（汚れや劣化）を野焼きすることがないように周知に努めている。

大規模畜産農家（法人等）には、処理業者に直接搬入するよう勧めている。

農業由来の廃プラスチックのリサイクルを促進するため、適正な処理が行われるよう周知を継続する。

2-3-2 有機農業等の支援 【農林課】

取組（計画）	区分	基準値（H26）	R 1	R 2
環境保全型農業直接支払交付金事業 年 2 組織	実績	4 人	2 組織	2 組織

平成 26 年度時点現状：個人での取組が可能であり、個人 4 人が実施。

平成 27 年度からは、制度改正により組織での取組が必須となった。

有機農業の取り組みとして、515a 実施し、I P M（総合的病害虫・雑草管理）と組み合わせた畦畔除草及び秋耕を 986a 実施した。

平成 27 年度から法に基づく制度となり、個人では申請できず、組織として申請することが必要となっている。

平成 30 年度から交付要件に G A P（農業生産工程管理）の研修を受け、G A P に取り組むことが構成員全員に課せられるようになり、取組状況を提出する必要がある。県主催の集合研修はあるが、研修の未受講や提出書類の未提出者は交付対象者から除かれるため、交付対象者の減少が懸念される。

(4) 廃棄物

施策の方向

- ・ごみの適正処理を行うため、減量化、循環的利用及び不法投棄防止等を推進します。

2-4-1 ごみの分別、減量化・資源化の推進 【市民課】

取組（計画）	指標	区分	基準値（H26）	R 1	R 2	最終年度目標 実績平均
一般廃棄物の処理 資源ごみ集団回収 の実施	一般廃棄物総排出量	目標		9,649 t	9,439 t	9,229 t
		実績	10,494 t	10,200 t	9,972 t	10,051 t
	内生活系ごみ排出量	目標		6,777 t	6,706 t	6,635 t
		実績	7,134 t	6,911 t	7,038 t	6,836 t
	資源ごみ集団回収量	目標		167 t	170 t	173 t
		実績	154 t	156 t	103 t	152 t
	1人1日当たりの 生活系ごみ排出量	実績	712 g	763 g	786 g	737 g
	生活系ごみに占める 資源ごみの割合	実績	18.5%	10.5%	10.7%	11.1%
		達成度評価		B	B	

1人1日当たりの生活系ごみ排出量は、毎年増加してきており、令和2年度においても前年度から23gの増加となった。

生活系ごみに占める資源ごみの割合は、毎年減少傾向にあったが、令和2年度においてわずかに増加した。

資源ごみ集団回収事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、活動を自粛した団体が多く、令和元年度の45団体から32団体へと減少し、それに伴って回収量も減少した。

市役所において小型家電の拠点回収を行っており、40kgを回収した。

ペットボトルの排出時の注意点などについて記載したチラシの全戸配布を行った。

プラスチックごみについて、現在は燃えるごみとして収集しているが、容器包装プラスチックとそれ以外のプラスチックの取扱いなどを整理しながら、プラスチックごみの分別について検討しなければならない。



「ペットボトル」の出し方について

市清掃センターでは、リサイクル専用指定袋で収集したペットボトルのうち30～40%をリサイクルでさらに焼却処分しています。
飲み残しなど不適切なペットボトルが混入するとその周りを汚すため最悪の場合、1袋すべてのペットボトルがリサイクルできなくなってしまいます。

ペットボトルの始末は次のようにしよう

- 1 キャップをはずす
- 2 容易にはがせるラベルをはがす
- 3 軽くすすぐ（ここが大事）
- 4 リサイクル専用指定袋に入れる
- 5 指定日にゴミステーションへ

不燃物となるペットボトルとは・・・

- ・中身が入っている・飲み終わった後にすすいでいない
- ・ふたがついている・着色、加工した物
- ・値札シール、ガムテープ等の付着物がついたまま

ペットボトルのリサイクルについて

回収されたペットボトルは、細かく切り刻まれ色んなものに再生されます。包装フィルムや、ラベル、瓶、もう一度ペットボトルになるものもあります。資源物として、すすいで乾かさないと再生されるときに臭いや汚れがうつるため再生できません。きちんと分別すれば資源になり、ルールを守らないと燃えるごみになってしまいます。

2-4-2 不法投棄パトロールの実施及び啓発活動の実施 【市民課】

取組（計画）	指標	区分	基準値（H26）	R 1	R 2	実績平均
不法投棄パトロールの実施	パトロール 実施回数	目標		60 回以上	60 回以上	
		実績	58 回	42 回	38 回	42 回
不法投棄防止看板の設置 啓発チラシの配布 最終年度目標：パトロール実施 60 回以上、不法投棄箇所数の減少	不法投棄箇所	目標		11 箇所以下	11 箇所以下	
		実績	11 箇所	14 箇所	9 箇所	14 箇所
		達成度評価		B	B	

◆不法投棄パトロール実施状況

地区	R 1			R 2			
	実施回数	参加 述人数	不法投棄 箇所数	実施回数	参加 述人数	不法投棄 箇所数	主な不法投棄内容
西根	12 回	19 人	4 箇所	15 回	26 人	3 箇所	・ 寺田地区「クマの皮等」 ・ 田頭・平笠地区「空き缶等」
松尾	17 回	33 人	3 箇所	16 回	32 人	5 箇所	・ 北寄木地区「自転車、タイヤ」 ・ 前森地区「ペットボトル・空き缶」 ・ 時森地区「建築廃材・自転車」
安代	12 回	37 人	4 箇所	6 回	29 人	0 箇所	
合同	1 回	3 人	3 箇所	1 回	3 人	1 箇所	
計	42 回	92 人	14 箇所	38 回	90 人	9 箇所	

公衆衛生組合の協力のもと、不法投棄パトロール及び不法投棄禁止看板の設置を行った。

各地区で不法投棄が発見された箇所を中心に合同パトロールを実施した。

公衆衛生組合の会員の高齢化や、地区における役職の多重化により、不法投棄パトロールの回数が減少してきている。

不法投棄パトロールの他、住民等の通報により発見した不法投棄物を回収した。

2-4-3 クリーン作戦等清掃活動の実施 【市民課】

取組（計画）	指標	区分	基準値（H26）	R 1	R 2	最終年度目標
クリーン作戦の実施	全地区取組	目標		全地区取組	全地区取組	全地区取組
		実績	全地区実施	全地区実施	全地区実施	
		達成度評価		A	A	

◆内訳

内 容	基準値（H26）	R 1	R 2	実績平均
市内全域クリーン作戦（4 月） 西根	6,570kg	5,720kg	5,620kg	5,804 kg
松尾	3,920kg	2,830kg	1,400kg	2,112 kg
安代	1,720kg	1,480kg	3,010kg	1,934 kg
クリーン作戦安代運動（5 月） 河川清掃	3,270kg	440kg	410kg	690 kg
西根地区大掃除（8 月）	620kg	6,120kg	800kg	2,332 kg

4 月に市内全域でクリーン作戦を実施し、地域での一斉清掃を実施した。回収量は毎年増減があるが、令和 2 年度は西根、松尾地区で前年度より減少、安代地区は増加した。

この活動は自治会を中心に定着しており、自分たちのまちを自分たちできれいにすることにより、環境美化への意識啓発を促している。環境美化に対する意識は高まってきており、今後も継続して実施し、多くの地域住民が参加いただけるよう周知を図っていく。

➤基本目標 3 快適で活力のあるまちづくり

(美しい景観と歴史・文化に育まれた活気のあるまち)

(1) 公園・緑地

施策の方向

・緑とゆとりのある空間を確保するため、公園の環境整備と緑化・美化活動等を推進します。

3-1-1 公園の管理 【公園管理部署】

取組（計画）	区分	基準値（H26）	R 1	R 2
【商工観光課】 1. 業務委託による適正な管理の実施（施設巡視、施設清掃、消耗品補充）施設設備の故障・破損への即時対応 ・業務委託による適正な管理の実施か所数 10 か所	実績	10 か所	10 か所	10 か所
【建設課】 1. 委託公園 10 か所 目視による点検 月 16 回以上 2. 直営公園 5 か所 目視による点検 月 1 回以上		委託 9 か所 直営 6 か所	委託 10 か所 直営 5 か所	委託 10 か所 直営 5 か所
【農林課】 1. 農村公園の管理 15 か所		10 か所	15 か所	15 か所
【地域福祉課】 1. 公園の維持管理を委託する 2. 遊具等の点検の実施 3. 必要に応じた園庭整地及び支障木伐採の実施 ・維持管理委託か所数 3 か所 ・遊具等点検か所数 4 か所		委託 3 か所 点検 4 か所	委託 3 か所 点検 4 か所	委託 3 か所 点検 4 か所

【商工観光課】

委託先受注者の適正な管理により、利用者からは苦情もなく利用いただいている。

しかし、トイレ等施設設備の老朽化により、故障・破損が後を絶たず修繕費等維持管理費が嵩んでいること、中規模程度の修繕が多くなり、利用制限の措置を講じなければならない修繕が増えていることが課題となっている。

【建設課】

公園の維持管理を地元団体へ委託することにより、地域の環境美化活動を推進することができている。

【農林課】

農村公園の施設点検を 11 月に実施。目視による遊具等の点検を行った。

今後、点検結果及び地区住民からの要望により危険遊具等の撤去並びに関係施設の廃止を検討する。

【地域福祉課】

遊具保守点検を業者委託により実施し、適正な安全管理を行った。

点検結果を基に維持修繕に努めているが、今後、経年劣化等により費用が嵩むことが想定されるため、腐食等が激しい遊具については撤去も含めた検討が必要である。

児童遊具の管理については、今後も住民委託の継続を第一としながら、事故等の未然防止など、適正な管理に努める。

3-1-2 環境整備の実施 【商工観光課】

取組（計画）	区分	基準値（H26）	R 1	R 2
環境整備の実施 盛岡北部工業団地外工場適地 2 か所 年 2 回（盛岡北部工業団地） 年 1 回（工場適地 2 か所）	実績	2 回 （盛岡北部工業団地） 1 回 （工場適地 3 か所）	2 回 （盛岡北部工業団地） 1 回 （工場適地 1 か所）	2 回 （盛岡北部工業団地） 1 回 （工場適地 1 か所）

草刈り、下刈りを実施することにより、工業団地等の景観保全に努めた。

工場適地 1 か所については、砂利採取のため下刈りは実施できなかった。

次年度以降も、継続して業務委託による適正な管理を続ける。

3-1-3 地域の環境整備活動と緑化活動事業の支援 【まちづくり推進（旧地域振興課）】

取組（計画）	区分	基準値（H26）	R 1	R 2
・花いっぱい運動、環境整備活動、防犯灯整備の推進のため交付金を交付する。 ・市民の意識の高揚、市民並びに来訪者に向け環境を整備する。	実績	55 件	12 件 （団体）	12 件 （団体）

地域づくり一括交付金を各地域振興協議会へ交付し、環境整備に係る地域活動の支援に努める。



（2）景観

施策の方向

- ・周囲の雄大な山並みや田園風景等と調和した景観の創出を図ります。
- ・景観を生かした産業の振興を図ります。

3-2-1 景観に配慮した建築物等の誘導 【建設課】

取組（計画）	区分	基準値（H26）	R 1	R 2	H28～累計
県条例等に基づく届出数	実績	31 件	29 件	37 件	175 件
ふるさと景観条例に基づく届出数		6 件	8 件	10 件	48 件

県景観条例及びふるさと景観条例に基づき、景観に配慮した建築物の誘導を図ることができ、自然豊かな景観の維持に努めることができた。

県条例と暫定条例の重複区域について、今後の方向性について検討が必要となっている。

3-2-2 沿道刈払いの実施 【建設課】

取組（計画）	路 線	基準値（H26）	R 1	R 2
刈払いの継続実施	県道焼走り線	13,413 m ²	10,770 m ²	10,500 m ²
	フラワーロード	1,320 m ²	1,320 m ²	1,320 m ²
	県道田代平西根線	18,815 m ²	8,100 m ²	12,000 m ²
	主要地方道柏台松尾線	18,040 m ²	12,500 m ²	12,500 m ²
	市道岩手山1号線	-	10,000 m ²	10,500 m ²
	市道水沢線	-	6,500 m ²	6,500 m ²

刈払いの実施により良好な環境維持に努め、景観の向上を図った。また、車両の安全通行の確保とともに、害虫等の発生を抑止した。

今後も継続し、イベント時期に合わせた刈払いを実施する。

地域清掃で実施していた箇所において、高齢化により実施困難となるものについては市直営による刈払いに移行する。



3-2-3 景観と見易さに配慮した看板の設置 【商工観光課】

取組（計画）	指標	区分	基準値（H26）	R 1	R 2	最終年度目標
看板の修繕、更新	看板の修繕、更新数	目標		3基	3基	3基
		実績	3基	2基	0基	
		達成度評価		B	B	

令和2年度は、案内看板の更新等はなかった。

十和田八幡平国立公園ステップアッププログラム 2020 により、利用者のアクセスルートの景観向上、案内誘導の強化を目的に取り組む予定となっているが、今後も十和田八幡平国立公園満喫プロジェクト地域協議会へ事業内容の拡充を求めていく。

(3) 歴史的・文化的環境

施策の方向

- ・文化財や伝統芸能等の次世代への継承に努め、地域の資源としての活用を図ります。

3-3-1 地元の歴史的・文化的遺産の保全 【文化スポーツ課（旧地域振興課）】

取組（計画）	区分	基準値（H26）	R 1	R 2
・市指定有形文化財保護補助金補助件数 年 27 件	実績	26 件	25 件	26 件
・市指定無形文化財保護補助金補助件数 年 16 件		16 件	15 件	13 件
・市指定文化財数 有形文化財 12		12	12	12
天然記念物 7		7	7	7
史跡 11		11	11	11
名勝 1		1	1	1
・無形民俗文化財 18		18	18	18
・標柱等整備は現地確認のうえ毎年度 4 箇所程度		12 か所	5 か所	3 か所

無形民俗文化財の保存団体の指導者の高齢化により継承が課題となっている中、後世に変容することなく正確に引き継ぐ記録媒体として計画的に保存映像記録制作（DVD）を行うことにより、歴史的価値の高い市内の無形文化財の保全が図られている。

平成 27 年度の 1 団体（平笠田植踊り）を皮切りに、平成 28 年度 2 団体、平成 29 年度 2 団体、平成 30 年度 3 団体、令和元年度 3 団体の記録保存に取り組んできたが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により事業が中止となった。引き続き、保存映像記録制作に取り組んでいく（残り 5 団体）。

3-3-2 伝統行事の継承活動等の支援 【文化スポーツ課（旧地域振興課）】

取組（計画）	区分	基準値（H26）	R 1	R 2
歴史的・文化的環境を整備するため交付金を交付する。	実績	29 事業	13 事業	12 事業

市内 12 地域振興協議会に地域づくり一括交付金を交付し、市指定有形民俗文化財の保存伝承にかかる費用（足袋・手ぬぐい等の消耗品）に充て、新型コロナウイルス感染症の収束後に活動できるように準備した。

新型コロナウイルス感染症拡大により、地域の伝統行事が中止となった。

少子高齢化による地域・集落の縮小・消滅を解決することが困難であることと、新型コロナウイルス感染症拡大により、地域の伝統行事が中止となっている状況から、伝統行事の衰退は避けられないため、今後も地域づくり一括交付金を各地域振興協議会へ交付し、伝統行事の継承活動に係る地域活動の支援に努める。

3-3-3 滞在型観光の推進 【商工観光課】

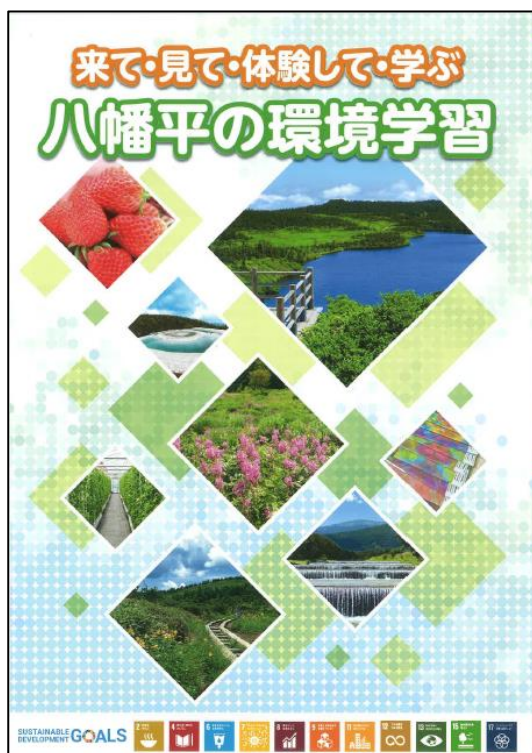
取組（計画）	指標	区分	基準値（H26）	R 1	R 2	実績平均
地域資源と観光を結びつけるための体制構築 最終年度目標：松尾鉱山資料館入館者 4,600 人、安比塗漆器工房体験者 280 人、鹿角街道の保護活動数 1 回	観光プラットフォームの設立	目標		1 組織	1 組織	
		実績	—	1 組織	1 組織	1 組織
	松尾鉱山資料館入館者	目標		4,500 人	4,500 人	
		実績	4,274 人	5,819 人	4,516 人	4,972 人
	安比塗漆器工房体験者	目標		240 人	240 人	
		実績	249 人	133 人	193 人	262 人
	鹿角街道の保護活動数	目標		1 回	1 回	
		実績	1 回	6 回	6 回	4.4 回
		達成度評価		B	B	

・安比塗漆器工房体験者内訳 個人 51 人 修学旅行 2 団体 62 人 ツアー 6 団体 80 人

令和元年度に岩手県環境生活部環境生活企画室事業を活用し、パンフレット化した八幡平の環境学習に係る各種体験・見学コンテンツに係るツアー商品造成、販売を試験的に実施した。

また、パンフレットを活用し、商談会での紹介などのプロモーション活動を行った。

サステイナブルツーリズム（持続可能な観光）、SDGs（持続可能な開発目標）など、自然・環境への配慮、将来に向けて持続していく観光のあり方を踏まえた誘客コンテンツなどを整理していくこと及び、観光コンテンツの中に環境というテーマをどう組み入れつつプロモーションしていくかが課題となっている。



➤基本目標 4 低炭素型まちづくり

(自然エネルギー利用と二酸化炭素吸収に優れた環境都市)

(1) 省エネルギー

施策の方向

- ・温室効果ガスの排出抑制のため、省エネルギー・省資源の取り組みを促進します。

4-1-1 節約の徹底及び省エネルギーのための地中熱活用の広報・広告活動 【施設管理部署】

取組（計画）	項目		単位	基準値 （H27）	R 1	R 2	増減率	最終年度目標
【全庁舎】 電気・水道・燃料の 使用量削減 【本庁舎】 地中熱活用のフローを ロビーで表示 【安代総合支所】 ペレットストーブの利用 により重油の節約・各種 機器を計画的に更新する 【西根総合支所】 段階的にLED照明に 切り替える	本庁	電気	kwh	797,245	788,850	819,151	2.7%	各庁舎 年1%削減 基準年：H27
		灯油	ℓ	134	190	190	41.8%	
		水道	m³	3,254	3,304	3,310	1.7%	
		CO₂排出量	t-CO₂	444.35	413.01	428.83	-3.5%	
	西根 総合支所	電気	kwh	264,009	241,494	66,349	-74.9%	
		A 重油	ℓ	28,000	30,000	0	-100.0%	
		灯油	ℓ	1,630	1,825	500	-69.3%	
		水道	m³	500	501	175	-65.0%	
		CO₂排出量	t-CO₂	226.83	212.02	35.92	-84.2%	
	安代 総合支所	電気	kwh	144,242	158,912	102,125	-29.2%	
		A 重油	ℓ	24,000	18,000	24,000	0.0%	
		灯油	ℓ	1,060	1,147	835	-21.2%	
		L P G	m³	85	56	73	-14.1%	
		水道	m³	922	2,622	1,906	106.7%	
		CO₂排出量	t-CO₂	143.84	135.36	121.09	-15.8%	
	旧松尾庁舎	電気	kwh	53,694	7,286	7,252	-86.5%	
		灯油	ℓ	1,760	2,832	2,837	61.2%	
		水道	m³	3,438	3,289	3,284	-4.5%	
		CO₂排出量	t-CO₂	35.03	11.61	11.60	-66.9%	
	達成度評価				B	B		

【本庁】

多目的ホール棟や使用していない会議室等の冷暖房稼働を停止し、庁内の照明の節電を行ったことで、前年度と比較して電気料の消費を抑える月もあったが、冬期間において例年より気温が低下し、真冬が続いたため、循環水温を上げる必要があり、前年度より電気使用量が増加した。

全ての項目で使用料が増加したものの、電気に係る排出係数が低くなったこともあり、CO₂排出量の年1%削減は達成した。

引き続き節減の徹底のための啓発を行うとともに、地中熱活用の広報・広告活動を行う。

【西根総合支所】

令和2年8月より支所機能を西根地区市民センターに移転したことにより、積算ができなくなった。

【安代総合支所】

平成27年度の使用量と比較すると、A重油の使用量は同量、電気、灯油、LPGの使用量は削減されたが、水道使用量が倍以上となった。

今後も職員に周知徹底を図り、節電・節水等に努める。

【旧松尾庁舎】

解体を行い、現在は運転手等詰所のみ利用である。

冬期間において例年より気温が低下し、真冬が続いたため、灯油の使用量が増加した。

4-1-2 排出ガス規制適合車両の導入 【建設課】

取組（計画）	区分	基準値（H26）	R 1	R 2
公用車（重機等含む）に係る排出ガス規制適合車の導入 導入台数2台 ・融雪剤散布車 ※平成17年低排出ガス基準、平成22年度燃料基準適合車両 ・タイヤドーザ14t（西根） ※道路運送車両の保安基準適合車両、第4次排ガス規制対応	実績	1台 除雪ドーザ11t級	2台 ドーザ11t ※排出ガス基準（第4次）対応	1台 ロータリー2.2m ※排出ガス基準（第4次）対応

排出ガス規制に適合した重機車両を1台導入し、地球温暖化ガスの排出抑制に寄与した。
 今後も継続して、購入年の古い車両から順次、排出ガス規制適合車に更新していく。



4-1-3 市営住宅の省エネルギー化 【建設課】

取組（計画）	指標	区分	基準値（H26）	R 1	R 2	最終年度目標
市営住宅建替整備事業	建替整備戸数	目標		0戸	0戸	既存市営住宅ストック改善事業0戸
		実績	6戸	0戸	0戸	
		達成度評価		C	C	

八幡平市営住宅長寿命化計画に基づき行ってきたが、令和2年度に計画の見直しを行い、令和3年度から新計画となる。

現状は住民の移転が進まないことから、新計画策定後に建て替えをスムーズに行うため住民の移転等を進めていきたい。

(2) 森林保全

施策の方向

- ・二酸化炭素の吸収源である森林の適正処理と有効利用を促進し、林業の活性化を図ります。

4-2-1 保育施業及び林業生産活動の支援 【農林課】

取組（計画）	指標		基準値（H26）	R 1	R 2	H28～累計
森林環境保全直接支援事業	補助件数		3 件	3 件	3 件	15 件
補助件数 年 2 件	森林整備事業実施面積	下刈り	169ha	94ha	134ha	731ha
放置森林、伐採跡地に対する事業の検討		間伐	0 ha	5 ha	1 ha	6 ha
		植栽	48ha	46ha	67ha	191ha
		除伐	—	6 ha	23ha	29ha
		枝打	—	5 ha	0 ha	5 ha
		地拵え	—	0 ha	2 ha	2 ha

再造林や下刈りについては前年より増加し、間伐・除伐・枝打といった各森林整備に対する補助を行うことができた。今後も、森林が持つ環境保全機能の維持と林業経営体の育成を図るため、保育施業及び林業生産活動の支援を継続して行っていく。

また、森林環境譲与税を活用した事業について検討の必要がある。



4-2-2 市産材の利用支援 【建設課】

取組（計画）	指標	区分	基準値（H26）	R 1	R 2	H28～累計
木造住宅建築支援事業の実施	木造住宅建築支援事業助成件数	目標		30 件	30 件	
		実績	39 件	33 件	38 件	178 件
	市産材使用助成件数	目標		15 件	15 件	
		実績	20 件	9 件	15 件	79 件
最終年度目標：助成件数 15 件、市産材使用 100 m³	市産材使用量	目標		300 m³	300 m³	
		実績	381.35 m³	148.375 m³	284.35 m³	1,428.523 m³
		達成度評価		B	A	

市産材使用助成について、目標の 15 件を達成することができた。

今後も木材自給率の向上による森林の適正な整備・保全の促進及び八幡平市内素材生産業者や製材業者の活性化及び低炭素型住宅の普及を図るため支援を行う。

市産材を建築資材として使用するには、常時木材市場に流通している必要があるが、流通時期が限られていること及び外国材に比べて割高なことから、市内住宅着工件数に対して、市産材使用量の割合が低率に留まっている。

4-2-3 搬出間伐材利用の支援 【農林課】

取組（計画）	指標	区分	基準値（H26）	R 1	R 2	実績平均
チップボイラー導入による消費、間伐材事業の実施事業 件数 年2件 最終年度目標：搬出間伐面積30ha、チップ消費量2,000 m³	搬出間伐面積	目標		30ha	30ha	
		実績	40ha	10ha	11ha	9.4ha
	チップ消費量	目標		2,000 m³	2,000 m³	
		実績	2,700 m³	2,000 m³	2,000 m³	2,165.8 m³
		達成度評価		B	B	

・事業件数 1件

個人所有の間伐材搬出実績が少なく、利用に対する支援をするまで至っていないのが実情である。
搬出間伐事業以外に、木質バイオマスエネルギー利用設備普及促進事業を実施している。

個人所有の搬出間伐の促進が必要なので、搬出間伐を促しつつ間伐材利用に対する支援を行っていく。また、森林環境譲与税の活用も検討する。

4-2-4 植栽及び再造林の支援 【農林課】

取組（計画）	指標	区分	基準値（H26）	R 1	R 2	H28～累計
再造林の実施 補助件数 年2件 最終年度目標：30ha	再造林面積	目標		30ha	30ha	
		実績	62ha 補助件数2件	46ha 補助件数4件	67ha 補助件数3件	191ha 補助件数13件
		達成度評価		A	A	

補助目標件数を達成し、事業実施面積も増加したことから、将来を見据えた森林の機能維持と森林資源を確保することができた。

森林伐採後の再造林は、森林の持つ水土保全といった多面的な機能を維持するためには必要不可欠なので、今後も継続して植栽及び再造林に対し支援していくことが必要である。

（3）自然エネルギー

施策の方向

・豊富な自然エネルギーの有効利用を促進します。

4-3-1 再生可能エネルギー発電の事業化 【市民課（旧企画財政課）】

取組（計画）	指標	区分	基準値（H26）	R 1	R 2	最終年度目標
【地熱】 事業化 1か所 建設中 2か所 【風力】 建設中 1か所 建設着工 1か所 【小水力】 事業化 2か所	再生可能エネルギー発電導入増加量 ※平成27年比	目標		7,098kw	7,098kw	7,098kw
		実績（延べ）	—	増加7,499kw (7,586.8Kw)	増加0kw (7,586.8Kw)	
		認可出力	41,270kw	48,856.8kw	48,856.8kw	
		達成度評価		A	A	

◆内訳

区分	進捗	か所数	認可出力
【地熱】	事業化 建設中 ヒートホール調査	2か所（松川、松尾八幡平） 1か所（安比地域） 1か所（前森山地域）	30,999kw
【風力】	基礎調査着手	1か所（稲庭田子）	
【小水力】	事業化	3か所（松尾寄木：明治百年記念公園周辺）	96.8kw
【水力】	事業化	5か所（北ノ又、松川、柏台）	17,761kw
計			48,856.8kw

地熱発電は、松川地熱発電所、松尾八幡平地熱発電所の2か所が稼働しており、安比地域で建設工事が、前森山地域において、ヒートホール調査が行われている。

風力発電は、稲庭田子地域において引き続き調査が進められている。

小水力発電は、明治百年記念公園周辺において3つの小水力発電機が稼働している。

引き続き再生可能エネルギー発電の事業化を推進していくが、地元住民からの同意が得られないと事業化は難しいことから、今後も再生可能エネルギーに対しての理解促進を継続していく必要がある。

また、景観や環境へ配慮した適正な事業とするため、事業者や関係者と調整を図りながら推進する。

4-3-2 木質資源利用ボイラーの活用 【商工観光課】

取組（計画）	指標	区分	基準値（H26）	R 1	R 2	実績平均
木質バイオマスボイラーの効率的利用による重油使用量の削減 最終年度目標：150kl	重油削減量	目標		150kl	150kl	
		実績	152kl	133kl	138kl	129 kl
		達成度評価		B	C	

・基準値：（導入前）平成21年度「焼走りの湯」重油使用量→200kl・・・①

（導入後）平成26年度「焼走りの湯」重油使用量→48kl・・・② ①－②＝ 152kl（基準値）

・現 状：（導入後）令和2年度「焼走りの湯」重油使用量→62kl・・・③ ①－③＝ 138kl（実績）

木質バイオマスボイラーの故障により、木質バイオマス燃料を活用することができなくなり、木質バイオマス燃料の活用による重油の削減ができなかった。

なお、木質バイオマスボイラーの復旧に多額の費用がかかることに加え、燃料の価格や気温等の影響で、年度によって重油使用量に増減があること、これまで使用してきた木質バイオマスボイラーに推奨されるチップの入手が困難であることから、木質資源利用ボイラーの活用については検討が必要である。

4-3-3 木質バイオマス利用の支援 【農林課】

取組（計画）	区分	基準値（H26）	R 1	R 2	H28～累計
ストーブ購入に対する補助件数 年15件	実績	22件	15件	9件	13.4件

前年度より補助件数は減少したものの、木質バイオマスエネルギーに関心を持つ方が一定数おり、当事業により木質バイオマス利用の推進に資することができていると捉えている。

ストーブ購入の補助を今後も継続することにより、さらに木質バイオマスエネルギーの利用を推進していきたい。

➤基本目標 5 協働・参加型まちづくり（環境保全活動が活発なまち）

（１）環境保全活動・環境教育

施策の方向

- ・環境教育と啓発活動を推進し、環境保全意識の高揚を図ります。

5-1-1 環境学習の推進 【教育総務課】

取組（計画）		基準値（H26）	R 1	R 2
外来種駆除活動	実績	清掃活動	9校 27回	11校 29回
松川・赤川水質調査		資源回収	2校 32回	3校 7回
ふれあいの森体験学習		環境関連施設見学	7校 11回	6校 9回
廃品回収		農業体験	6校 27回	7校 46回
通学路の清掃活動		森林学習	11校 24回	8校 22回
地域の清掃活動への参加		水資源学習	5校 8回	3校 3回
		など各小中学校で実施	延べ 129回	延べ 116回

新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、様々な環境学習が行われ、児童・生徒の環境に対する関心や知識が図られている。

全学校にコミュニティ・スクールが設置されたことから、さらに地域を巻き込み、児童・生徒とともに環境保全活動への取り組みが図られるよう検討・実現していく。

5-1-2 児童図画の取り組み 【市民課】

取組（計画）	指標		基準値（H26）	R 1	R 2	最終年度目標
「川をきれいにする」児童図画コンクールへの取り組み呼びかけ実施	取り組み校	目標		3校以上	3校以上	3校以上
		実績	3校	3校	1校	
		達成度評価		A	B	

- ・取り組み校：寄木小学校

- ・応募点数：11点 入賞点数：2点（銀賞：1、努力賞：1）

取り組み校数の減少により、応募点数も減少した。

河川愛護の考え方や、水環境の大切さについて理解してもらい、自然環境の保全に対する意識向上を図るため、今後も多くの学校に参加いただけるよう周知し、継続して実施する。

5-1-3 イベント、講習会の開催、環境に関する情報発信 【市民課】

取組（計画）	指標		基準値（H26）	R 1	R 2	最終年度目標
イベント・講習会の開催 関連事業への後援 環境に関する情報の発信	イベント・講習会の開催数	目標		4回	4回	4回
		実績	11回	2回	0回	
		達成度評価		B	B	

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、公衆衛生組合の研修及び市民を対象としたイベントが中止となった。

令和元年度の引き続き、広報はちまんたいに「環境・衛生ワンポイント」を6回掲載し、環境に関する情報の発信を行った。

今後も、環境保全意識向上のための学習会等の開催、ホームページへの記事掲載、広報及びチラシの配布により、環境に関する情報発信を継続していく。